

電気・ガス料金負担軽減支援事業について

当社は、政府支援による「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に登録申請を行いました。これに伴いまして、2025年2月検針分から2025年4月検針分まで国が定めた値引き単価により、都市ガスのご使用量に応じた値引きを行います。

なお、本事業に関しまして、お客様ご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

*本事業の概要は経済産業省 資源エネルギー庁特設サイトでご確認ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>)

1. 対象のお客様

当社と都市ガスのご契約いただいているすべてのお客様が対象となります。ただし、都市ガス年間契約量が1,000万m³以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

2. 適用時期と値引き単価 *消費税相当額を含みます。

2025年2月検針分～3月検針分		2025年4月検針分	
都市ガス	10円/m ³	都市ガス	5円/m ³

3. 値引き方法

本事業において定められている値引き単価を、原料費調整による調整額から差し引き料金を算定いたします。

4. 周知

当社ホームページの「単位料金調整額のお知らせ」の中に記載します。

又、毎月お配りしている「ガスご使用量のお知らせ」にも記載します。

*お問い合わせ先

因の島ガス株式会社

電話 (0845) 22-2222

*支援事業の延長について

支援適用時期につきまして、政府支援事業延長に伴い2025年4月検針分までとなっておりましたが、政府支援事業が延長となりました。

延長期間は、2025年8月検針分から2025年10月検針分までとなっております。

適用時期と値引き単価 *消費税相当額を含みます。

2025 年 8 月検針分 2025 年 10 月検針分		2025 年 9 月検針分	
都市ガス	8.0 円/m ³	都市ガス	10.0 円/m ³

* 以上のように、今回の値引き額は 8 月検針分と 10 月検針分が同額・9 月検針分は 8・10 月検針分と値引き額が異なりますのでご注意ください。

補助事業における、1 対象のお客様 3 値引き方法 4 周知 につきましても、現状と同様です。